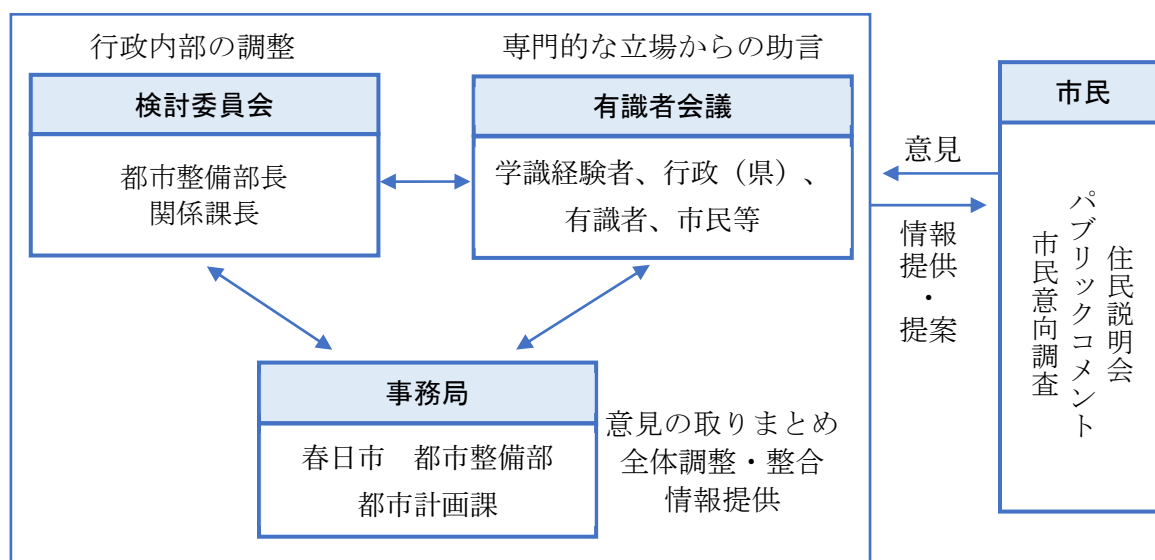


資料編

1. 計画の策定体制

景観計画の策定にあたっては、市民意向調査やパブリックコメント、住民説明会を実施することで市民意見の把握と計画への反映に努めるとともに、有識者や市の景観形成に関係する事業者や市民の代表者の参加する「有識者会議」等を開催することで、本市にふさわしい景観形成に向けた検討を行います。



2. 計画の策定経過

景観計画の策定にあたり実施した会議等の開催経過は次のとおりです。

開催日時	会議等の名称	検討内容等
令和5年12月9日 ～令和5年12月27日	市民意向調査（アンケート）	景観に関する現状や課題の把握
令和6年6月27日	第1回 景観計画 有識者会議	景観の現状や課題の確認
令和6年7月5日	第1回 景観計画 庁内検討委員会	景観の現状や課題の確認
令和6年10月4日	第2回 景観計画 有識者会議	景観形成の方針の検討
令和6年10月10日	第2回 景観計画 庁内検討委員会	景観形成の方針の検討
令和6年10月29日	第3回 景観計画 有識者会議	景観形成の方針・行為の制限等の検討
令和6年11月6日	第3回 景観計画 庁内検討委員会	景観形成の方針・行為の制限等の検討
令和6年11月28日	第4回 景観計画 有識者会議	景観計画全体の確認
令和6年12月27日 ～令和7年1月27日	春日市景観計画（案）についての意見募集（パブリックコメント）	計画案についての意見募集
令和7年1月25日	春日市景観計画（案）についての住民説明会	計画案についての住民説明会
令和7年2月12日	第5回 景観計画 有識者会議	計画案の最終確認、ガイドライン案の確認等

3. 用語集

本計画にて使用している主な用語とその説明を以下に示します。

用語	説明
景観緑三法	「景観法」、「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」の3つの法律を合わせた呼称。良好な景観形成への取組みを総合的かつ体系的に推進するために、平成17年6月に一体的に施行された。
景観法	良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定、その他の施策を講ずる総合的な法律。
景観計画	景観法に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るための法定の計画。
景観行政団体	景観法に基づき景観行政を担当する行政団体。春日市は令和5年11月9日に景観法に基づく景観行政団体へと移行した。
景観計画区域	景観計画で定められた良好な景観の保全・形成を図る区域。本市では市全域を景観計画区域としている。
景観重点区域	景観計画区域のうち、地域の拠り所や顔となるような、特に景観保全が望ましい重要な区域。
景観形成基準	良好な景観の保全・形成のため定められた、建築や工作物、開発行為等の規模や色彩などの基準。
延べ面積	建物の各階の床面積を全て合計した面積。
形態意匠	建築物や工作物等の形、色、模様等の外観の特徴をあらわす用語。
マンセル値	色を色相、明度、彩度の3つの尺度で客観的に数値化して表す値のこと。本計画では、日本工業規格の定めるマンセル値に従う。
色相	10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字（R、YR、Y、GY、G、BG、B、BP、P、RP）とその度合いを示す0～10までの数字を組み合わせ表記したもの。（例：5Rや2.5GYなど。10Rは0YR、10RPは0Rと同意となる。）
明度	色の明るさを0～10までの数値で表記したもの。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなる。
彩度	色の鮮やかさを数値で表現したもの。鈍い色ほど数値が小さく、鮮やかな色ほど数値が大きくなる。白や黒などの無彩色は0となる。



みんなで春をつくろう

福岡県 春日市